

令和4年度青森県保育士試験による資格取得支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施及び子どもを安心して育てることができるような体制整備を目的とし、別記の施設等（以下「対象施設等」という。）における保育教諭等の人材を確保するため、「保育人材確保事業の実施について」（平成29年4月17日付け雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添1「保育士資格取得支援事業実施要綱」のⅡ「保育士試験による資格取得支援事業」に基づき、対象施設等で保育士として勤務することが決定した者（中核市在住の者を除く。）に対し、令和4年4月以降実施の保育士試験受験のための学習に要した経費について、令和4年度予算の範囲内において、青森県保育士試験による資格取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象施設等で保育士として勤務することが決定した者（中核市在住の者を除く。）が、令和4年4月以降実施の保育士試験受験のための学習に要した経費のうち、保育士試験受験講座（通信制、昼間・昼夜開講制、夜間・昼間定時制）の受講に必要な入学料（講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学料又は登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））及びこれらの経費の消費税とする。ただし、保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の日の属する月の1日までに支払ったものに限り、補助金の申請は1名につき1度までとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の総額と、保育士試験受験のための学習に要した経費の総額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とし、150,000円を上限とする。なお、雇用保険制度の教育訓練給付等、本補助金と同趣旨の助成等を受けている場合は、本補助金の対象としない。

(申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額内訳表（第2号様式）
- (2) 完了報告書（第3号様式）
- (3) 対象施設等への勤務が決定したことを確認できる書類

- (4) 補助対象経費の領収書
- (5) 保育士証の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 申請書は、対象施設に勤務を開始した日の属する月の月末までに提出すること。
やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、その旨の理由書を添付すること。

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 対象施設等での勤務ができなくなった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (2) 保育士試験受験のための学習に要した経費の収支、その他対象施設等での勤務に関する帳簿、証拠書類等を備え付け、これを令和5年4月1日から起算して5年間保管しておくこと。
- (3) (2)の帳簿、証拠書類等を検査する場合又は保育士試験受験のための学習、対象施設等での勤務状況等について報告を命じた場合においてこれに応ずること。

(申請の取下げの期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、第8の補助金の請求があった場合、速やかに交付する。

(実績報告)

第7 規則第12条の規定による報告は、第3の申請書等の提出をもって報告があったものとみなす。

(補助金の請求)

第8 補助金の請求は、規則第13条の規定による補助金の額の通知を受けた後、速やかに令和4年度青森県保育士試験による資格取得支援事業費補助金請求書(第4号様式)を知事に提出して行うものとする。

附 則

この要綱は、令和5年2月2日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別記

ア 保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 7 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園

ウ 認定こども園への移行を予定している幼稚園

エ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業のうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 3 章第 2 節に規定する小規模保育事業 A 型及び同章第 3 節に規定する小規模保育事業 B 型であって、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けたもの

オ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業であって、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けたもの

カ 乳児院

キ 児童養護施設

ク 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成 17 年 1 月 21 日付け雇児発第 0121002 号雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設

ケ 証明書の交付を受けていない認可外保育施設のうち、証明書の内容を同等以上満たしていると実施主体が認める施設

※ いずれも国又は地方公共団体が設置したものを除く。